

第 76 回全国健康保険協会香川支部評議会議事録

開催日時：令和 5 年 10 月 23 日（月）10：00～12：00

開催場所：高松東急 REI ホテル 讃岐・玉藻の間

評 議 員：尾崎評議員、繁村評議員、白井評議員（副議長）、
長山評議員（議長）、西尾評議員、芳我評議員、原田評議員
（欠席）上村評議員

（五十音順）

議事

○報告事項

1. 2023（令和 5）年度支部事業報告（上半期）について

○協議事項

1. 2024（令和 6）年度保険料率について
2. 2024（令和 6）年度 香川支部の課題を踏まえた支部事業計画・保険者機能強化予算
の検討について

○その他

- ・協会けんぽ香川支部の概要

報告事項 1. 2022（令和 4）年度支部事業報告（上半期）について

【事務局より資料に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【尾崎評議員】

返納金債権について、前保険者と後保険者との間で相殺はできないのか。被保険者を
経由するよりも、そのほうが確実に債権回収できると思われる。

【事務局】

保険者間調整の仕組みはあるが、原則は被保険者が保険者負担分を前保険者へ返還し、
後保険者へ請求する流れになる。なお、社会保険診療報酬支払基金において後保険者が
分かっている場合は、レセプトを前保険者から後保険者へ振り替える仕組みが構築され、
効率化が図られている。

【尾崎評議員】

保険証回収業務について、保険証がマイナンバーカードに切り替われば、本業務は
減っていくのか。

【事務局】

来年の秋以降は新規に保険証を発行することはなくなり、マイナンバーカードで医療機関を受診していただくことになるが、保険証回収業務は当面の間続くことになると考えられる。

協議事項 1. 2024（令和 6）年度保険料率について

【事務局より資料に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【西尾評議員】

賃金が上がれば、医療費も上がるのか。

【事務局】

本部運営委員会において、医療経済の専門家である委員から、「賃金の上昇率が高くなるに伴い、医療給付費の伸び率も高くなる前提で試算したことについては、一定の合理性がある」とのご意見をいただいている。

【長山評議員】

物価上昇により、財サービスの価格が上がるのであれば、医療サービスの価格も上がるはずであると考えられる。

【原田評議員】

中小零細企業、特に零細企業にとって保険料負担は重い。平均保険料率について、可能な限り長く 10.0%を維持していくほうが良いと考える。

【長山評議員】

将来的には国庫補助率引き上げの議論があるかもしれないが、法定基準の 5.6 か月分も積み上がっている準備金残高について、運用はできないのか。

【事務局】

協会けんぽでは法令により、銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金等が認められているため、譲渡性預金として運用している。

その他、国債、地方債、政府保証債についても運用が認められている。

【芳我評議員】

医療機関は経営効率や経済効率だけで測れない。経済的な理由で、必要な医療が受けられない状況は避けなければならないと考える。

【尾崎評議員】

所得の高い方の保険料率をもう少し上げるべきであると思われる。所得控除の仕組みがあるため、間接的にそのような方の所得税を保険料に振り替えることができる。

また、高齢化社会・高度医療社会において収益を上げる業界が出てくると思うが、

医療分野で収益を上げた法人税は、医療分野に還元する仕組みを作るべきではないかと考える。

【事務局】

健康保険の場合、標準報酬月額の上限該当者が、3月31日現在で全被保険者の1.5%を超えたときは、政令でその年の9月1日から一定範囲で標準報酬月額の上限を改定することができるようになっている。

(平均保険料率10%維持、3月分(4月納付分)から変更で異議なし)

協議事項 2. 2024(令和6)年度 香川支部の課題を踏まえた支部事業計画・保険者機能強化予算の検討について

【事務局より資料に基づき説明】

(評議員の質問・ご意見)

【西尾評議員】

代謝リスクと脂質リスクが高いという香川支部の課題について、運動も大切だが、しっかり噛んで食事をとれば健診結果に良い影響を与えるのではないかとされる。歯の状態をスマホで映し、その画像から医療機関受診の可否を判断する仕組みがあれば良いのではないかと考える。

【芳我評議員】

HDL コレステロールと運動習慣には関係性がある。香川の場合、車で移動する方が多いのではないかとされるため、歩行の量を増やす、公共交通機関の利用を増やすなどすれば、代謝や脂質の値は改善していくのではないかと考える。

その他. 協会けんぽ香川支部の概要

【事務局より資料に基づき説明】

(評議員の質問・ご意見)

—特段意見なし—

以上

令和5年10月23日